

③養育費請求調停及び強制執行申立経費の補助

◇補助対象の費用

養育費請求調停申立て及び未払の養育費に係る強制執行申立てに要する費用のうち、弁護士への着手金及び実費

補助対象	③－１ 着手金	③－２ 実費
対象詳細	弁護士費用のうち着手金	・ 申立てに係る収入印紙代 ・ 申立て時に裁判所に求められる予納切手代 ・ 申立て時に必要な戸籍謄本などの 公的書類発行手数料
補助上限	１００，０００円	５０，０００円

◇申請の時期

③－１のとき 着手金支払い前

③－２のとき 養育費請求調停及び強制執行申立の日から６ヵ月以内

◇必要な書類

（原本は確認、申請に必要な部分をコピー後、その場で返却します）

③共通

- ☐ 戸籍謄本（離婚後・未婚の戸籍）
 - ※ コピー可、発行から６ヵ月以内のもの、児童扶養手当証書があれば省略可
 - ※ 申請者と該当の子が記載されているもの（親子が別戸籍の場合はそれぞれ必要）
- ☐ 児童扶養手当証書（原本）
 - ※ 申請者が児童扶養手当受給者の場合
- ☐ 養育費の取決めを交わした文書（原本）
- ☐ 申請者名義の通帳など振込口座のわかるもの
- ☐ その他 記入必要書類
 - ・ 八幡市養育費確保支援事業補助金（養育費請求調停及び強制執行申立事業）交付申請書

③－１のとき

- ☐ 弁護士又は弁護士法人との間で締結した契約書（原本）
- ☐ 着手金の請求書（原本）
- ☐ 対象費用の領収書 および 事案の処理に着手したことがわかる書面（原本）
 - ※ 事案着手後に履行確認として必要、③－２の申請書類と併用可

③－２のとき

- ☐ 弁護士又は弁護士法人との間で締結した契約書および実費諸費用請求書（原本）
- ☐ 対象費用の領収書（原本）
- ☐ 申立手続きをしたことがわかる書面

◇申請の流れ

